

三重県鈴鹿山麓研究学園都市センター条例

平成10年3月27日

三重県条例第3号

(改正 平成11年3月19日三重県条例第8号)

(設置)

第一条 科学技術に関する研究及び開発を支援し、科学技術の振興及び県内産業の高度化等を図るため、三重県鈴鹿山麓研究学園都市センター(以下「センター」という。)を四日市市に設置する。

(事業)

第二条 センターにおいては、次の事業を行う。

- 一 科学技術に関する交流を促進するためにセンターの施設を利用に供すること。
- 二 科学技術に関する講演会、講習会、研修会等の事業を行うこと。
- 三 科学技術に関する情報の収集及び提供を行うこと。
- 四 前各号に掲げるもののほか、センターの目的を達成するために必要な事業

(使用の許可)

第三条 別表に掲げるセンターの施設を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えない。

- 一 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- 二 施設等を損傷するおそれがあるとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、センターの設置目的に反すると認められるとき。

3 知事は、施設の管理上必要があるときは、第一項の許可に条件を付けることができる。

一部改正(平成一一年条例八号)

(使用権の譲渡及び転貸の禁止)

第四条 前条第一項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用者等に対する指示)

第五条 知事は、センターの管理上必要があるときは、使用者その他の関係者に対し必要な指示をすることができる。

(使用許可の取消し等)

第六条 知事は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

- 一 偽りその他不正の行為によりセンターの施設の使用の許可を受けたとき。
- 二 第三条第二項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- 三 前条の指示に違反したとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、公共の福祉のためやむを得ない理由があるとき。

(使用料)

第七条 センターの施設の使用料の額は、別表のとおりとする。

2 センターの附属設備の使用料の額は、一点又は一式につき二万円以下の範囲内において知事が定める。

3 前二項の使用料は、使用の許可の際、知事が指定する日までに納付しなければならない。

4 知事は、公益上必要があると認めるときは、使用料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

(他の条例との関係)

第八条 この条例に定めるもののほか、三重県税外収入通則条例(昭和三十九年三重県条例第十三号)に定める事項については、その定めるところによる。

(委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第十条 偽りその他不正の行為により、第七条の規定による使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額以下の過料を科する。

2 前項に定めるものを除くほか、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、五万円以下の過料を科

する。

- 一 第三条第三項の規定により付けられた条件に違反してセンターの施設を使用した者
 - 二 第四条の規定に違反した者
 - 三 第五条の指示に従わなかった者
 - 四 第六条の規定による許可の取消し又は使用の中止処分に従わずセンターの施設を使用した者
 - 五 前各号に掲げる者のほか、不正の行為により許可を受けてセンターの施設を使用した者
- 一部改正(平成十一年条例八号)

附 則

この条例は、平成十年四月一日から施行する。

附 則(平成十一年三月十九日三重県条例第八号抄)

1 この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

別表(第三条、第七条関係)

| 区分 | | | 使用料(円) | | |
|-------------|----------------------------|-------------------|------------|--------------|--------------|
| | | | 午前九時から正午まで | 午後一時から午後五時まで | 午後六時から午後九時まで |
| きららホール | 入場料を徴収しない場合及び入場料の額が千円以下の場合 | 営利又は宣伝を目的とする催物の場合 | 九、〇〇〇 | 一〇、八〇〇 | 一〇、八〇〇 |
| | | その他の場合 | 六、〇〇〇 | 七、二〇〇 | 七、二〇〇 |
| | 入場料の額が千円以上三千円以下の場合 | 営利又は宣伝を目的とする催物の場合 | 一二、〇〇〇 | 一四、四〇〇 | 一四、四〇〇 |
| | | その他の場合 | 九、〇〇〇 | 一〇、八〇〇 | 一〇、八〇〇 |
| | 入場料の額が三千円以上五千円以下の場合 | | 一五、〇〇〇 | 一八、〇〇〇 | 一八、〇〇〇 |
| | 入場料の額が五千円以上の場合 | | 一八、〇〇〇 | 二一、六〇〇 | 二一、六〇〇 |
| 特別会議室 | 営利又は宣伝を目的とする催物の場合 | | 六、〇〇〇 | 七、二〇〇 | 七、二〇〇 |
| | その他の場合 | | 三、〇〇〇 | 三、六〇〇 | 三、六〇〇 |
| 研修室1 | 営利又は宣伝を目的とする催物の場合 | | 七、〇〇〇 | 八、四〇〇 | 八、四〇〇 |
| | その他の場合 | | 三、五〇〇 | 四、二〇〇 | 四、二〇〇 |
| 研修室2 | 営利又は宣伝を目的とする催物の場合 | | 四、〇〇〇 | 四、八〇〇 | 四、八〇〇 |
| | その他の場合 | | 二、〇〇〇 | 二、四〇〇 | 二、四〇〇 |
| AV研修室 | 営利又は宣伝を目的とする催物の場合 | | 二、〇〇〇 | 二、四〇〇 | 二、四〇〇 |
| | その他の場合 | | 一、〇〇〇 | 一、二〇〇 | 一、二〇〇 |
| アトリウム(貸切使用) | 営利又は宣伝を目的とする催物の場合 | | 六、〇〇〇 | 七、二〇〇 | 七、二〇〇 |
| | その他の場合 | | 三、〇〇〇 | 三、六〇〇 | 三、六〇〇 |
| 交流サロン(貸切使用) | 営利又は宣伝を目的とする催物の場合 | | 六、〇〇〇 | 七、二〇〇 | 七、二〇〇 |
| | その他の場合 | | 三、〇〇〇 | 三、六〇〇 | 三、六〇〇 |

備考 一 入場料とは入場料以外に会費等これに類するものを含み、入場料の額とは入場料のうち一人当たりの最高額をいう。

二 午前九時から午後五時まで、午前九時から午後九時まで又は午後一時から午後九時までの時間の使用料の額は、それぞれ単位となっている使用時間の使用料の額を合算した額とする。

三 空調設備を使用する場合には、別に定める使用料を徴収する。

四 単位となっている使用時間を超えて使用する場合には、超過時間(一時間未満のときは、一時間とする。)一時間当たり直前(直前がない場合にあっては直後)の単位となっている使用時間の一時間当たりの額を徴収する。この場合において、一〇円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

- 休館日 12月29日から翌年の1月3日まで
- 使用時間 9:00~21:00
- 申込期間 ○きららホール、アトリウム
使用する日の属する月の6ヶ月前から使用する日の2日前まで
○その他
使用する日の属する月の3ヶ月前から使用する日の2日前まで
※受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日は休み)

施設使用料

| 区分 | 使用料(円) | 使用料(円) | | |
|-----------------------------|--|---|-------------|-------------|
| | | 9:00~12:00 | 13:00~17:00 | 18:00~21:00 |
| きららホール (347㎡) 定員 360人 | 入場料を徴収しない場合 及び入場料の額が 1,000円以下の場合 | 営利又は宣伝を目的とする催物の場合 6,000 | 10,800 | 10,800 |
| | 入場料の額が 1,001円以上 3,000円以下の場合 | 営利又は宣伝を目的とする催物の場合 12,000 | 14,400 | 14,400 |
| | | その他の場合 9,000 | 10,800 | 10,800 |
| | | 入場料の額が3,001円以上 5,000円以下の場合 15,000 | 18,000 | 18,000 |
| 特別会議室 (128㎡) 定員 28人 | 入場料の額が5,001円以上 の場合 18,000 | 21,600 | 21,600 | |
| | 営利又は宣伝を目的とする催物の場合 6,000 | 7,200 | 7,200 | |
| 研修室1 (180㎡) 定員 56人 | その他の場合 3,000 | 3,600 | 3,600 | |
| | 営利又は宣伝を目的とする催物の場合 7,000 | 8,400 | 8,400 | |
| 研修室2 (113㎡) 定員 32人 | その他の場合 3,500 | 4,200 | 4,200 | |
| | 営利又は宣伝を目的とする催物の場合 4,000 | 4,800 | 4,800 | |
| AV研修室 (46㎡) 定員 12人 | その他の場合 2,000 | 2,400 | 2,400 | |
| | 営利又は宣伝を目的とする催物の場合 2,000 | 2,400 | 2,400 | |
| アトリウム (買切使用) (246㎡) | その他の場合 1,000 | 1,200 | 1,200 | |
| | 営利又は宣伝を目的とする催物の場合 6,000 | 7,200 | 7,200 | |
| 交流サロン (買切使用) (141㎡) | その他の場合 3,000 | 3,600 | 3,600 | |
| | 営利又は宣伝を目的とする催物の場合 6,000 | 7,200 | 7,200 | |

※入場料とは入場料以外に会費等これに類するものを含み、入場料の額とは入場料のうち一人当たりの最高額をいいます。
※9:00から17:00まで、9:00から21:00まで又は13:00から21:00までの時間の使用料の額は、それぞれ単位となっている使用時間の使用料の額を合算した額とします。
※空調設備を使用する場合には、別に定める使用料を徴収します。
※単位となっている使用時間を超過して使用する場合には、超過時間(1時間未満のときは、1時間)とします。1時間当たり直前(直前がない場合は直後)の単位となっている使用時間の1時間当たりの額を徴収します。この場合において、10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。

設備使用料

| 設備名 | 使用料の単位 | 使用料(円) |
|----------------|--------|--------|
| 冷暖房設備 | 1時間 | 1,000 |
| 大型プロジェクター | 1回 | 10,000 |
| 液晶プロジェクター | 1回 | 2,000 |
| 書画カメラ | 1回 | 1,000 |
| オーバーヘッドプロジェクター | 1回 | 1,000 |
| スライドプロジェクター | 1回 | 1,000 |
| ビデオ編集卓 | 1回 | 2,000 |

※空調設備の使用が1時間未満であるときは、当該使用の時間は1時間とします。
※「1回」とは、9:00から12:00まで、13:00から17:00まで及び18:00から21:00までのそれぞれの間の利用をいいます。



三重県保健環境研究所
三重県環境学習情報センター
三重県鈴鹿山麓
研究学園都市センター
ICETT
(財団法人
国際環境技術
移転研究センター)

周辺地図



東京・名古屋・大阪・京都からの時間距離図



お問い合わせ

三重県鈴鹿山麓研究学園都市センター
〒512-1211 四日市市桜町3684-11 TEL:059-329-3601 FAX:059-329-8016
三重県農水商工部 産業集積室
〒514-8570 津市広明町13番地 TEL:059-224-2355 FAX:059-224-2078
■URL
<http://www.pref.mie.jp/sshuseki/HP/center/index.htm>



三重県鈴鹿山麓
研究学園都市センター
Mie Suzuka-sanroku Reserch Park Center

技術開発の促進と 交流の輪を広げる創造空間。

鈴鹿山脈の麓に位置する大自然に囲まれた環境のもとで、科学技術に関する研究・開発を支援し、科学技術の振興と県内産業の高度化を図る施設です。センター内の各施設は、クオリティーを追求した設備を誇り、ハイレベルな研修・交流を創造する場として、幅広くご利用いただけます。



きららホール (定員360人)
学会やシンポジウム、講演会、式典、イベントなどを多彩な機能で演出する多目的ホールです。大型映像設備により、250インチスクリーンの大画面へ映像を映写することができます。

アトリウム

ガラス張りの吹き抜けからは自然の光がまぶしく降りそそぎ、美しい空間を創り出しています。

研修室1 (定員56人)

研修会、会議等にご活用いただけます。



研修室2 (定員32人)

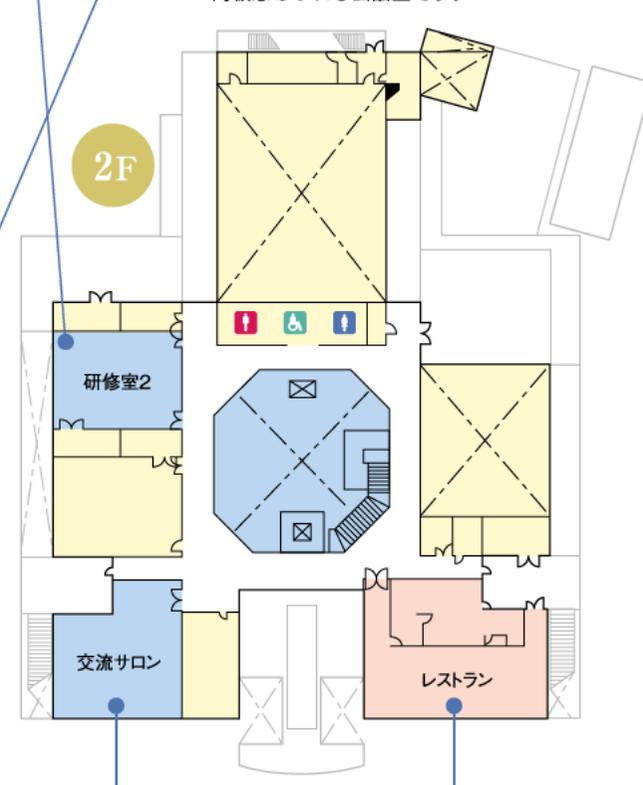


特別会議室 (定員28人)

テーブルを囲みながら積極的に意見を交わす、高級感あふれる会議室です。



AV研修室 (定員12人)
マルチメディアに対応した視覚研修が可能で、操作室内にはビデオ編集機能も装備しています。



交流サロン

研修の合間などの休憩や憩いの場として、くつろぎのひとときが過ごせます。



レストラン (フォークローバー)